

## 公益社団法人 日本滑空協会 後援等の名義使用承認規程

### (目 的)

第 1 条 講演会、講習会、展示会、競技会、その他の行事、映画ビデオ等の製作、出版物の刊行等（以下「行事等」という。）について、（公社）日本滑空協会（以下「協会」という。）の後援、協賛、賛助、監修等（以下「後援等」という。）の名義の使用を承認する場合は、この規程に定めるところによる。

### (後援等の趣旨)

第 2 条 協会が、行事等の趣旨に賛同し積極的に支援する場合にのみ、後援等の名義の使用を認めることとする。

### (定 義)

第 3 条 この規程に定める名義の種類は「共催」、「公認」、「後援」、「協賛」、「監修」および「認定」とする。

#### (1) 共 催

共催とは、他の団体等と同等の責任をもって、共同して企画、実施、広報、会計など当該事業に関する業務を実施することをいう。

#### (2) 公 認

公認とは、当協会がその事業が正式なものであることを公に認めることをいう。

#### (3) 後 援

後援とは、他の団体等が主催する事業に対して援助をする意志を表明することをいう。資金的な援助は伴わず、また責任は全て主催者にあるものとする。

#### (4) 協 賛

協賛とは、他の団体等が主催する事業に対して賛意を示し助力することをいう。資金的援助を伴うが、責任は全て主催者にあるものとする。

#### (5) 監 修

監修とは、書籍などの著述や編集を監督することをいう。

#### (6) 認 定

認定とは、他の団体等が主催する事業に対して有効に成立した事業であることを認めることをいう。

### (申請承認の判断基準)

第 4 条 申請承認に際しては、下記の基準に合致しているかを総合的に判断するものとする。

- (1) 行事等の主催者、製作者、発行者等（以下「主催者等」という。）が、次の各号のいずれかに該当し、かつ主催者等および関係者が信用しうるものであること。
  - ① 国の行政機関（公社、公団等政府関係機関を含む）
  - ② 地方公共団体
  - ③ 公益法人（宗教法人を除く）またはこれに準ずる団体
  - ④ 航空スポーツ統括団体
  - ⑤ 協会の目的及び事業と照らし合わせて趣旨に賛同できるもの
  - ⑥ 外国の上記1－5号に該当するもの。
- (2) 行事等の内容が次の各号に適合するものであること。
  - ① 協会の目的及び事業に積極的に寄与するものであること。
  - ② 営利および特定の団体等の宣伝を主たる目的または事業としたものでないこと。
  - ③ 行事等の目的または事業が特定の対象に限定されないこと。
  - ④ 行事等の実行を確実ならしめる計画を有し、かつ運営方法等が公正であること。
  - ⑤ 行事等の開催につき、安全上および衛生上適切な措置が十分講じられているものであること。
  - ⑥ 必要とされる法令等を順守していること。

（申請承認に当たっての留意事項）

第 5 条 後援等の名義の使用を承認するに当たっては、協会の信用を失墜させることのないよう十分配慮するものとする。

（申 請）

第 6 条 協会の名義を使用しようとするものは、当該行事等の開催日の少なくとも1カ月前（ポスター等に後援団体等を印刷するものについてはその印刷前）までに、協会会長宛名義使用申請書（別に定める）を提出しなければならない。なお、申請書には次の書類を添付するものとする。

- (1) 行事等の事業計画、予算計画、運営規則、組織および役員名簿、開催場所の地図、その他行事等の内容を示す書類。（競技規定、運航規定等）
- (2) 定款、寄附行為、会則、役員名簿、事業報告その他団体の性格およびその内容を示す書類。
- (3) 当協会以外に後援等を依頼する予定もしくは決定している機関、団体があるときは、その旨申請書に記載のこと。

（承認手続）

第 7 条 申請を受け内容が妥当と判断された場合は、事務局にて稟議（書式は別に内規にて定める。）を起案し協会常務理事会にて審議の上、協会会長決裁を得た後、申請者に文書にて通知するものとする。

(監督、指導等)

第 8 条 承認後においても、常にこの規程の主旨に反することのないよう必要に応じ監督、指導するものとする。

(名義使用の欠落事項)

第 9 条 団体に名義使用の欠落事項が生じた時、もしくは重要な変更が事前に生じたときは、速やかに協会会長に書面にて届け出るものとする。

協会会長は、名義使用の欠落事項が発生またはその恐れがあると認めた場合は、名義使用を取り消すことができる。

(行事等終了後の報告)

第 10 条 行事等終了後、速やかに協会会長宛実施報告書を提出しなければならない。

なお、事業が中止または計画内容に重要な変更が発生した場合には、その旨報告書を提出しなければならない。

附 則

この規程は、平成16年11月15日から施行する。

改定履歴

平成16年11月15日 制定

平成24年8月1日 改定施行 公益社団法人への移行登記に基づく法人名称変更